

平成 17 年度第 4 回 千葉県食品安全協議会 (概要)

- 1 日 時 平成 18 年 2 月 27 日 (月) 午前 10 時 30 分から 11 時 25 分
- 2 場 所 三井ガーデンホテル千葉 3 階 平安 (東)
- 3 出席者 山崎委員 (会長)、伊藤委員 (副会長)、田井委員、村上委員、鈴木委員、渡辺委員、南出委員、佐藤委員、鎌田委員、大河原委員、堀委員、花岡委員、山口委員、豊村委員、小林委員、赤田委員
- 4 内 容
 - 1 あいさつ
 - 2 議 事
 - (1) 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例要綱 (案) について
 - (2) 平成 18 年度千葉県食品衛生監視指導計画 (案) について
 - 3 そ の 他
- 5 会 議 要 旨
 - 会長あいさつ
 - ・ 本日は、お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。
 - ・ 本日は、平成 17 年度の第 4 回の協議会になりますが、当協議会は、平成 16 年から 2 年間にわたり、食の安全・安心に関わるさまざまな事項について、情報や意見の交換を行ってきました。
 - ・ 今年度は、千葉県で、食品の安全・安心の確保のための新しい取組みのための条例を策定する中で、協議会としても作業部会を設置するなど、条例策定のための検討をいたしました。
 - ・ おかげさまで、名称を「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」として、2 月県議会に提案する予定と聞いております。
 - ・ さて、先般、マスコミが大きく取り上げましたが、昨年 12 月に米国産牛肉の輸入が再開され、およそ 1 ヶ月後の 1 月 20 日、米国から輸入された牛肉に、牛海綿状脳症 (BSE) の特定危険部位である「せき柱」が混入していたことが確認され、政府は、当面、米国産牛肉の輸入手続きを全面的に停止しました。
 - ・ 米国側のずさんな対応と同時に、輸入再開を決定した政府への批判など、従来に増して、食の安心の確保に対するの関心が高まっています。
 - ・ また、キノコの一種の「アガリクス (カワリハラタケ)」を含む市販の 3 製品に、ラットに対する発がん促進作用が認められ、厚生労働省は食品安全委員会に、これら 3 製品に係る食品健康影響評価を依頼するなどの対応を行いました。
 - ・ このように食の安心に対する問題が多く発生し、ますますこの協議会の役割は大きくなり、2 年間の間に様々な検討を行ってきましたが、これで私たちの役割は終了するのだろうと、私は理解しています。
 - ・ しかし、さらにいろいろな形で千葉県の食の安全の検討に協力していくことになると思います。
 - ・ 本日の会議では、パブリックコメントの実施結果や条例要綱 (案) の概要などについて、事務局から説明してもらいます。

- ・ より一層の食の安全・安心の確保のため、活発な意見交換をよろしく願いいたします。

○ 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例要綱（案）について

（山崎会長）

- ・ それでは、早速、議事に入らせていただきます。
- ・ 事務局から、条例要綱（案）について説明をお願いします。

（事務局）

千葉県食品等安全・安心の確保に関する条例要綱（案）について説明。

（資料 1-1：千葉県食品等安全・安心の確保に関する条例要綱（案）についての意見募集結果

資料 1-2：千葉県食品等安全・安心の確保に関する条例要綱（案）の概要）

（山崎会長）

- ・ ありがとうございます。
- ・ この条例（案）は、明日、議会に上程され、承認されれば、4月1日から施行されます。
- ・ また、それに伴い、新しい組織が設置されるとのご説明でしたが、これについて何かご質問がありますか。

○ 平成18年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）について

（山崎会長）

- ・ それでは、ご質問も無いようですので、次の議事（2）に移ります。
- ・ 平成18年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

平成18年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）について説明

（資料 2：平成18年度千葉県食品衛生監視指導計画（案））

（山崎委員）

- ・ ありがとうございます。
- ・ 条例が制定されることによる文言の整理や、残留農薬の制度がネガティブリストからポジティブリストに変わり、このポジティブリストを円滑に導入するための啓発等が盛り込まれていますが、これについて何かご質問がありますか。

（赤田委員）

- ・ 残留農薬の部分、ポジティブリストについて、具体的に、この指導計画のどこに明示されているか、説明していただきたいと思います。

(事務局)

- まず、食品等の収去検査等に関する事項の中に「ポジティブリスト制度の導入に伴い、検査対象項目の拡充を図る。」としています。
- また、食品関連営業施設の共通監視指導事項として、「食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の円滑な導入のための指導」があります。
- このように、ポジティブリストについては、食品関連営業施設への指導と検査対象項目の拡充の2点ですが、検査の拡充に関しては、検査対象の農薬が増加するため、本県の財政や体制を考慮しながら、より効果的な検査対象の項目を選定しながら、実施するものと考えています。

○ その他

(山崎会長)

- それでは、ご質問も他に無いようですので、議題はこれで終了しますが、次に、次第の3にあります「その他」ですが、事務局から何か、ありますか。

(事務局)

「千葉県食品等安全・安心協議会」の位置づけ等について、説明。

- ① 現在の組織と附属機関の組織の違い
- ② 新しい組織の方向性、業務の内容等

厚生労働省が作成した「食品の安全確保に関する取組」のチラシ等について、参考にご活用くださるよう説明。

(山崎会長)

- 協議会の役割については、条例の策定が1つの区切りで、これからは条例による安全・安心が始まりますので、食品安全協議会は今日が最後になり、新しい組織に生まれ変わります。
- しかし、食の安全・安心については、また、皆様にご協力やご相談をお願いすることがあると思いますので、わたしからもよろしくお願ひしたいと思います。
- ありがとうございます。
- それでは、ただいまの説明について何かご質問がありますか。

(渡辺委員)

- 教育庁が作成した「いきいきちばっこ」という資料は、県内の子供たちに配布されているのでしょうか？
- できれば配布していただきたい。素晴らしい資料ですね。

(事務局)

- 教育委員会が作成していますので、そのような方向で調整させていただきたいと思います。
(教育庁学校保健課に確認したところ、県内の各学校に配布したそうです。)

(山崎会長)

- ・他に何かありますか。
- ・では、これで議事は終了ということでしょうか。

(事務局)

- ・1つ追加でお願いしたいことがあります。
- ・この条例が制定されますと、周知が必要になります。
- ・現在、県民にとって分かり易いパンフレットを作成中で、食品関連事業者や行政関係者も含めて広く条例の内容を理解していただくために、配布を予定しています。
- ・配布の際には、皆様にもご連絡いたしますので、ぜひ皆様の関係団体や関係者への配布について、ご協力、ご配慮願いたいと思います。
- ・よろしく願います。

○ 衛生指導課長あいさつ

(衛生指導課長)

- ・本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
- ・この協議会は、平成16年の3月に発足し、2年間にわたり、様々な貴重なご意見をいただきましたが、特に昨年の4月からは食品安全条例の策定に向けまして、ご検討をいただきました。
- ・おかげさまで、明日から開会されます2月定例県議会に条例(案)を提出することとなっております。
- ・つきましては、本来であれば、今日の会議でも議会に提出する条例(案)をお示しするべきですが、議会に上程した後でなければ、皆様に公表できないというルールがございますので、今日は条例要綱(案)という形で、ご説明させていただきました。
- ・手続きが済みしだい、条例(案)を、なるべく早く皆様のお手元にお届けしたいと思います。
- ・なお、条例(案)の内容について、県議会の先生方にはご理解いただけたと思っておりますので、可決していただけたと思います。
- ・その後につきましては、消費者や食品関連事業者の方々と共に、役割や責務を認識した中で進めていきたいと思っております。
- ・新しい千葉県食品等安全・安心協議会という組織が設置されますが、その組織に対してもご支援、ご指導をお願いいたします。
- ・これまで、千葉県の食品安全行政に多大なご協力を頂戴してまいりました事を、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。
- ・ありがとうございました。